

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

国民年金制度の始まりを機に将来のことを考え、年金への加入が必要だと夫に勧められ加入手続を行った。国民年金保険料は、月額100円であり、時には3か月分まとめて納付し、領収印を受けた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金制度発足当初に加入手続を行い、国民年金保険料額は1か月100円だったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月に任意加入者として払い出され、申立期間当時の保険料額とも一致することから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

当時は、A 市に居住し、伯父の家業を手伝っていた。B 市の実家も手伝っていたので実家の父親が B 市役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料は自分で納付していた。国民年金手帳の印紙検認記録は年度ごとに割印があるので、すべて納付しているものと思っており、現に年金手帳の昭和 36 年度及び 37 年度は、検認記録欄に検認印が無くても国民年金の記録は納付済みになっているのに 38 年度は未納とされている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除きすべて納付しており、申立人の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間直前の昭和 36 年度及び 37 年度について、A 市が保管する申立人に係る検認記録及び国民年金被保険者名簿並びに申立人が所持する年金手帳の検認記録を比較すると、同市の検認記録では各年度とも納付済みとなっているが、国民年金被保険者名簿では 37 年 1 月から同年 6 月まで納付済みで他の期間は未納であり、年金手帳では、37 年 4 月から同年 6 月までが納付済みとなっているが他の期間は納付となっておらず、いずれの記録もすべて相違している上、社会保険庁のオンライン記録では、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 38 年 3 月までの期間の納付記録が平成 21 年 5 月 18 日に未納から納付済みに訂正されていることが確認できるこ

となどから、申立期間当時、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 4 月まで

国民年金保険料は地区の集金人に納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10 か月と比較的短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、未加入期間も無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたとしており、申立人の妻が所持する昭和 52 年度から 59 年度までの国民年金保険料払込証には毎月集金人の印鑑が押されていることが確認できるとともに、申立期間について申立人の妻の保険料は納付済みとなっている上、同居していた申立人の母親も 60 歳に達する昭和 59 年\*月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及びA社本社における資格取得日に係る記録を昭和36年12月8日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を44年3月5日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を36年12月については1万4,000円、44年3月については6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月30日から37年1月1日まで  
② 昭和44年3月5日から同年4月1日まで

私は、昭和33年4月にA社に入社し、平成11年3月まで継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した職員カード及び申立人が保有する職務経歴表により、申立人が昭和33年4月1日から平成11年3月31日まで、同社に継続して勤務し（昭和36年12月8日にA社B支店から同社D支店に異動し、44年3月5日に同社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、職員カードには申立人が昭和36年12月8日にA社B支店から同社D支店（昭和38年5月1日に厚生年金保険適用事業所となる。）へ異動した記録があることから、36年12月8日とすることが妥当である。

申立期間②の異動日については、職員カードには申立人が昭和44年3月5

日にA社E支店から同社C支店（昭和25年10月1日に厚生年金保険適用事業所となる。）へ異動した記録があることから、44年3月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年1月及び44年4月の社会保険事務所の記録から、申立期間①の標準報酬月額については1万4,000円、申立期間②の標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、いずれも不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年6月までの期間及び38年10月から41年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年6月まで  
② 昭和38年10月から41年10月まで

A市に住んでいた昭和50年12月ごろ、B市に住む姉に国民年金に加入し保険料を納付するように再三勧められ、A市役所で加入手続きを行い、それまでの未納分のうち納付できる分を一括納付した。そのときにもらった領収証を貼っていた年金手帳は保管していないが、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されていることから、申立人が、第2回特例納付期間中にA市役所で手続きを行ったことは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①及び②に隣接する32年11月から36年7月までの期間及び38年7月から同年9月までの期間の厚生年金保険の記録は平成13年6月29日に記録追加されたことが確認でき、そのことにより、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和36年4月1日から同年8月18日に訂正されるなど、50年当時に申立期間①及び②を限定して、特例納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所で一括納付したと主張しているが、市役所では特例納付を行うことはできない上、申立人が、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断



すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

昭和 43 年 3 月に高校を卒業し、直ちに A 事業所に就職し、しばらくして、事業主から「1 年前にさかのぼって、厚生年金保険被保険者資格を取得し、その分の保険料も掛けておいた。」として、「初めて資格を取得した年月日」が昭和 42 年 8 月 1 日と記載されている厚生年金保険被保険者証を渡された。

しかし、社会保険事務所は、厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日は誤りであり昭和 43 年 8 月 1 日が正しいとして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてもらえない。

厚生年金保険被保険者証に記載されている私の資格取得日を正しいものと認め、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する厚生年金保険被保険者証には「初めて資格を取得した年月日」が昭和 42 年 8 月 1 日と記載されている。

しかし、A 事業所が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の資格取得年月日は昭和 43 年 8 月 1 日と記載されている。

また、昭和 43 年 3 月ごろから同年 7 月までの間について、申立期間当時の事業主の長女であり、申立期間以前から勤務している同僚は、「A 事業所では、当時 3 か月程度の試用期間を設定していた。」と証言している上、同年 10 月ごろ同事業所に就職した申立人の高校の同級生である別の同僚は、約 10 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが社会保険庁のオン

ライン記録により確認できる。

さらに、資格取得日をさかのぼって、1年前の日付で届け出た場合、当該期間の保険料の納入告知が行われるかについて、社会保険事務所に照会したところ、資格取得日の確認を行い、誤りがあれば訂正すると考えられることから、納入告知は行われていないと考えられる旨の回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上の状況を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年8月1日であり、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証に記載されている初めて資格を取得した年月日は、社会保険事務所による誤記であると推認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの 2 か月間は A 社に勤務したのに厚生年金保険被保険者期間が抜けているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの同僚の証言から推認できる。

しかし、当該同僚及び申立期間当時の同僚 2 人は、見習期間の数箇月は厚生年金保険に加入していないと証言しており、A 社では、入社後直ちにすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、A 社は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る資格取得日が昭和 41 年 8 月 1 日から同年 11 月 4 日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和 41 年 8 月 25 日に離職し、同年 11 月 14 日に取得しており、申立期間については加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。